

前文案の構成について

○第一段落

障害者権利条約の成立と我が国の批准の状況に触れ、障がい者の権利擁護の取組の進展を明らかにした。

○第二段落

障害者権利条約が採用した考え方のうち、特に重要とされる障がいの「社会モデル」と差別の禁止（合理的配慮の否定を含む。）の考え方を示した。

○第三段落

この条約に基づく国内法の整備等の状況や三重県における状況を明らかにした。

○第四段落

委員会における調査結果等を踏まえ、障がい者を取り巻く現状と課題を示し、条例の制定の必要性を明らかにした。

○第五段落

第四段落で示した現状と課題に対し、この条例で取り組む事項の要点を明らかにした。

「社会全体で常に障がい者の立場に立って社会的障壁の除去の実施に取り組む環境の整備」は、合理的配慮をはじめとする社会的障壁の除去の実施は、障がい者の立場に立って行われ、かつ、常によりよいものを目指していく姿勢で行われるべきことを明らかにしたものである。

「誰もが幸福を実感することができる県民生活の形成及び活力ある地域社会の実現」は、障害者政策委員会差別禁止部会に意見における「障害者の完全参加と平等の実現は、特に少子高齢化が進行する我が国にとって社会全体に活力を与えるものである」（差別禁止部会意見8頁）とする視点を踏まえたものである。